

札幌市病院局工事等低入札価格調査要領

平成18年4月1日管理者決裁

最近改正 令和7年3月28日

目次

第1章 総則（第1条 — 第2条）

第2章 一般的な入札における低入札価格調査

第1節 対象工事等（第3条）

第2節 低入札価格調査の実施等（第4条 — 第14条）

第3節 監督及び検査（第15条）

第3章 補則（第16条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要領は、札幌市病院局が一般競争入札又は指名競争入札（以下「入札」という。）により工事、建設関連業に係る委託業務又は道路維持除雪業務等（以下「工事等」という。）の請負の契約を締結しようとする場合において、低入札価格調査を実施することに関し必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 低入札価格調査 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の10第1項（施行令第167条の13により準用する場合を含む。）又は施行令第167条の10の2第2項（施行令第167条の13により準用する場合を含む。）の規定に基づき、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者（以下「最低価格入札者」という。）又は価格その他の条件が最も有利な者（以下「落札予定者」という。）に対して、その申し込みに係る価格によっては当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるか否か、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認めるか否かについて実施する調査をいう。
- (2) 工事 札幌市病院局工事施行規程（札幌市病院局規程第34号。以下「施行規程」という。）第2条第1項に規定する工事をいう。
- (3) WTO適用工事 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政

令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）の適用を受ける工事をいう。

- (4) プラント工事 電気設備に係る工事及び機械設備に係る工事のうち、次のア及びイに定めるものを除く工事をいう。

ア 建築工事における電気設備に係る工事及び機械設備に係る工事

イ 土木工事における道路の融雪施設に係る工事、道路、公園、ダム及び河川における照明設備に係る工事並びに立体横断施設（横断歩道橋、地下横断歩道その他の歩行者が道路等を横断するための立体的な施設をいう。）の設備に係る工事

- (5) 設計等業務 工事に係る設計及び監理の委託業務（工事に係る監理のみの委託業務を除く。）をいう。

- (6) 建築設計等業務 設計等業務のうち、業種が建築設計・監理業であるものをいう。

- (7) 土木設計等業務 設計等業務のうち、業種が土木設計・監理業であるものをいう。

- (8) 橋梁設計等業務 設計等業務のうち、業種が橋梁設計・監理業であるものをいう。

- (9) 設備設計等業務 設計等業務のうち、業種が設備設計・監理業であるものをいう。

- (10) 地質調査業務 工事に係る地質調査の委託業務をいう。

- (11) 測量業務 測量の委託業務をいう。

- (12) 直接工事費 工事の予定価格算出の基礎となった直接工事費（機器費、設計技術費等直接工事費に相当するものを含む。）をいう。

- (13) 共通仮設費 工事及び道路維持除雪業務の予定価格算出の基礎となった共通仮設費（二次労務費等共通仮設費に相当するものを含む。）をいう。

- (14) 現場管理費 工事及び道路維持除雪業務の予定価格算出の基礎となった現場管理費（現場経費、工場管理費、据付間接費等現場管理費に相当するものを含む。）をいう。

- (15) 一般管理費等 工事、設計等業務及び道路維持除雪業務の予定価格算出の基礎となった一般管理費等をいう。

- (16) 直接人件費 設計等業務の予定価格算出の基礎となった直接人件費をいう。

- (17) 特別経費 設計等業務の予定価格算出の基礎となった特別経費をいう。

- (18) 技術料等経費 設計等業務の予定価格算出の基礎となった技術料等経費をいう。

- (19) 諸経費 設計等業務、地質調査業務及び測量業務の予定価格算出の基礎となった諸経費をいう。

- (20) 直接経費 設計等業務の予定価格算出の基礎となった直接経費をいう。

- (21) その他原価 設計等業務の予定価格算出の基礎となったその他原価をいう。

- (22) 直接調査費 地質調査業務の予定価格算出の基礎となった直接調査費をいう。

- (23) 間接調査費 地質調査業務の予定価格算出の基礎となった間接調査費をいう。

- (24) 解析等調査業務費 地質調査業務の予定価格算出の基礎となった解析等調査業務

費をいう。

- (25) 直接測量費 測量業務の予定価格算出の基礎となった直接測量費をいう。
- (26) 測量調査費 測量業務の予定価格算出の基礎となった測量調査費をいう。
- (27) 直接業務費 道路維持除雪業務の予定価格算出の基礎となった直接業務費をいう。

第2章 一般的な入札における低入札価格調査

第1節 対象工事等

(対象工事及び委託業務)

第3条 施行令第167条の10第1項（施行令第167条の13により準用する場合を含む。）

の規定に基づく低入札価格調査の対象となる入札は、次の各号に掲げるものの請負の契約に係るものとする。

- (1) 工事のうち、次のアからウに掲げるもの
 - ア WTO適用工事
 - イ 設計金額が2億円以上のプラント工事
 - ウ 設計金額が5億円以上の工事（プラント工事を除く）
- (2) 設計等業務、地質調査業務、測量業務（以下「工事に係る業務」という。）のうち、次のアからイに掲げるもの
 - ア 特例政令の適用を受けるもの
 - イ 設計金額が6千万円以上のもの
- (3) 特例政令の適用を受ける道路維持除雪業務
- (4) 次に掲げる積算基準又はこれに準じた積算基準により予定価格を積算している設計金額が3千万円以上の建設関連業に係る委託業務のうち、第2号に規定する工事に係る業務を除くもの（以下「その他建設関連業務」という。）
 - ア 財政局工事管理室発行の「設計業務等積算基準」又は「建築工事適用設計業務等積算基準」
 - イ 公益社団法人日本下水道協会発行の「下水道用設計標準歩掛表」
 - ウ ア又はイに定めるもののほか、国、地方公共団体、独立行政法人、公益財団法人等の機関が定めた積算基準

第2節 低入札価格調査の実施等

(工事の調査基準価格の算定方法等)

第4条 第3条第1号に定める工事の低入札価格調査を行う場合の基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）は、当該工事の予定価格から消費税及び地方消費税に相当する額を控除した額（以下「入札書比較価格」という。）に、次の各号に掲げる工種等に応じて、当該各号に定めるアからエまでの額の合計を当該工事の設計金額から消費税

及び地方消費税に相当する額を控除した額（以下「工事価格」という。）で除して得た割合（小数点第3位以下切捨て。以下「工事の調査基準価格率」という。）を乗じたものとする。ただし、工事の調査基準価格率が10分の9.4を超える場合にあっては10分の9.4とし、10分の7.5に満たない場合にあっては10分の7.5とする。

(1) 土木、下水道、舗装、造園及び鉄骨・橋梁工種（以下「土木系工種」という。）の場合、並びに、土木系工種以外の工種のうち札幌市土木工事積算基準又はこれに準じた積算基準により予定価格を積算している場合

ア 直接工事費に10分の9.7を乗じて得た額

イ 共通仮設費に10分の9を乗じて得た額

ウ 現場管理費に10分の9を乗じて得た額

エ 一般管理費等に10分の7.5を乗じて得た額

(2) 土木系工種以外の工種の場合。ただし、前号及び次号に掲げる工種を除く。

ア 直接工事費から直接工事費に10分の1を乗じて得た額を減じて得た額に、10分の9.7を乗じて得た額

イ 共通仮設費に10分の9を乗じて得た額

ウ 現場管理費に直接工事費に10分の1を乗じて得た額を加えて得た額に、10分の9を乗じて得た額

エ 一般管理費等に10分の7.5を乗じて得た額

(3) 機械設備工種のうち施工内容が昇降機設備工事である場合

ア 直接工事費から直接工事費に10分の2を乗じて得た額を減じて得た額に、10分の9.7を乗じて得た額

イ 共通仮設費に10分の9を乗じて得た額

ウ 現場管理費に直接工事費に10分の2を乗じて得た額を加えて得た額に、10分の9を乗じて得た額

エ 一般管理費等に10分の7.5を乗じて得た額

2 前項の手続きにより調査基準価格を設ける場合は、次の各号に掲げる工種等に応じて、当該各号に定める様式により、工事等を担当する課長が調査基準価格の算定に係る参考調書を作成するものとする。

(1) 前項第1号に係る工事 様式1-1

(2) 前項第2号に係る工事 様式1-2

(3) 前項第3号に係る工事 様式1-3

3 前2項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で契約締結専決権者が定める割合（小数点第2位まで）を工事の調査基準価格率とし、これを当該工事の入札書比較価格に乗じて得た額を調査基準価格とすることができる。

- 4 調査基準価格を設ける場合は、当該工事の一般競争入札の告示又は指名競争入札の参加者の指名に係る通知において、その旨を明示するものとする。

(工事に係る業務の調査基準価格の算定方法等)

第5条 第3条第2号に定める工事に係る業務の調査基準価格は、当該工事に係る業務の入札書比較価格に、次の各号に掲げる業務区分に応じて、当該各号のアからエまで（第4号にあっては、アからウまで）に定める額の合計を当該工事に係る業務の設計金額から消費税及び地方消費税に相当する額を控除した額（以下「業務価格」という。）で除して得た割合（小数点第3位以下切捨て。以下「工事に係る業務の調査基準価格率」という。）を乗じたものとする。ただし、工事に係る業務の調査基準価格率が10分の9.4を超える場合にあっては10分の9.4とし、10分の7.5に満たない場合にあっては10分の7.5とする。

- (1) 建築設計等業務及び設備設計等業務。ただし、次号に掲げる設備設計等業務を除く。

- ア 直接人件費の額
- イ 特別経費の額
- ウ 技術料等経費に10分の6を乗じて得た額
- エ 諸経費に10分の7.2を乗じて得た額

- (3) 土木設計等業務、橋梁設計等業務、並びに、次のアからエまでによる費目により
予定価格を算出する設備設計等業務

- ア 直接人件費の額
- イ 直接経費の額
- ウ その他原価に10分の9を乗じて得た額
- エ 一般管理費等に10分の5.2を乗じて得た額

- (3) 地質調査業務

- ア 直接調査費の額
- イ 間接調査費に10分の9を乗じて得た額
- ウ 解析等調査業務費に10分の8を乗じて得た額
- エ 諸経費に10分の5.2を乗じて得た額

- (4) 測量業務

- ア 直接測量費の額
- イ 測量調査費の額
- ウ 諸経費に10分の5.7を乗じて得た額

- 2 前項の規定により調査基準価格を設ける場合は、次の各号に掲げる業務区分に応じて、当該各号に定める様式により、工事等を担当する課長が調査基準価格の算定に係る参考調書を作成するものとする。

- (1) 前項第1号に係る業務区分 様式1－4

(2) 前項第2号に係る業務区分 様式1－5

(3) 前項第3号に係る業務区分 様式1－6

(4) 前項第4号に係る業務区分 様式1－7

(4) 積算費目の異なる業務区分が含まれている工事に係る業務 様式1－8

3 前2項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、10分の7.5から10分の9.4までの範囲内で契約締結専決権者が定める割合（小数点第2位まで）を工事に係る業務の調査基準価格率とし、これを当該工事に係る業務の入札書比較価格に乗じて得た額を調査基準価格とすることができる。

4 前条第4項の規定は、工事に係る業務について準用する。

（道路維持除雪業務の調査基準価格の算定方法等）

第5条の2 第3条第3号に定める道路維持除雪業務の調査基準価格は、当該道路維持除雪業務の入札書比較価格に、次の各号に定める額の合計を当該道路維持除雪業務の設計金額から消費税及び地方消費税に相当する額を控除した額（以下「除雪業務価格」という。）で除して得た割合（小数点第3位以下切捨て。以下「道路維持除雪業務の調査基準価格率」という。）を乗じたものとする。ただし、道路維持除雪業務の調査基準価格率が10分の9.4を超える場合にあっては10分の9.4とし、10分の7.5に満たない場合にあっては10分の7.5とする。

(1) 直接業務費に10分の9.5を乗じて得た額

(2) 共通仮設費に10分の9を乗じて得た額

(3) 現場管理費に10分の8を乗じて得た額

(4) 一般管理費等に10分の4を乗じて得た額

2 前項の規定により調査基準価格を設ける場合は、様式1－9により、工事等を担当する課長が調査基準価格の算定に係る参考調書を作成するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、10分の7.5から10分の9.4までの範囲内で契約締結専決権者が定める割合（小数点第2位まで）を道路維持除雪業務の調査基準価格率とし、これを当該道路維持除雪業務の入札書比較価格に乗じて得た額を調査基準価格とすることができる。

4 第4条第4項の規定は、道路維持除雪業務について準用する。

（その他建設関連業務の調査基準価格の算定方法等）

第5条の3 第3条第4号に定めるその他建設関連業務の調査基準価格は、当該その他建設関連業務と同種の工事に係る業務の調査基準価格の算定方法等により調査基準価格を設ける。この場合において、当該その他建設関連業務の調査基準価格の設定の手続きは第5条第1項から第3項までの規定を準用するものとし、同条第1項及び第3項中「工事に係る業務」とあるのは、「その他建設関連業務」と読み替えるものとする。

2 前項の規定により調査基準価格を算定し難い場合その他特に必要があると認められる

場合は、前項の規定にかかわらず、当該その他建設関連業務の入札書比較価格に一定の割合を乗じたものとする。この場合における一定の割合（以下「その他建設関連業務の調査基準価格率」という。）は10分の7.5とする。

- 3 第4条第4項の規定は、その他建設関連業務について準用する。この場合において、調査基準価格の算定方法の適用条項を併せて明示するものとする。

（予定価格調書への記載）

第6条 調査基準価格を設けたときは、予定価格調書に工事、工事に係る業務、道路維持除雪業務及びその他建設関連業務の調査基準価格率を分母が100である分数で記載する。

（入札の執行）

第7条 調査基準価格を下回る入札が行われたときは、入札執行者は、施行令第167条の10第1項（施行令第167条の13により準用する場合を含む。）の規定に基づく低入札価格調査を実施したうえで落札者を後日決定する旨を告知し、落札を保留する。

（低入札価格調査の実施）

第8条 前条に該当するときは、入札執行者は必要に応じて当該工事等に係る工事等を担当する課長とともに、低入札価格調査を行う。この場合においては、別表1に定める調査事項等について最低価格入札者から資料の提出を求め、事情を聴取し、及び関係機関への照会等を行うものとする。

- 2 前項の調査において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、失格と判断する。この場合において、入札執行者は、第10条において作成する書面に失格と判断する旨を記載し、契約担当部長に報告のうえ、第11条に定める審議に諮るものとする。

- (1) 指定された期限までに資料の全部または一部を提出しない場合
- (2) 提出された資料に不備又は記載漏れがあり、指定した期限までに補正がなされない場合
- (3) 事情聴取の調査に協力しない場合

（工事の失格判断基準）

第9条 第3条第1号に定める工事においては、別紙2-1のとおり失格と判断するための基準（以下「失格判断基準」という。）を設ける。

- 2 前条第1項による調査においては、まず工事費等内訳書調査書（様式4-1）により前項の失格判断基準による調査を行う。
- 3 前項の調査は、札幌市病院局工事費等内訳書取扱要領（平成20年4月11日管理者決裁）第5条により提出された工事費等内訳書により行うものとする。ただし、当該内訳書により調査し難い場合はこの限りではない。
- 4 前2項の失格判断基準による調査の結果、失格と判断する場合は、入札執行者は、別表1に定める調査を経ずに、第10条において作成する書面に失格と判断する旨を記

載し、経営管理部長に報告のうえ、第11条に定める審議に諮るものとする。

（調査結果の報告）

第10条 低入札価格調査を行ったときは、入札執行者は、その結果及び低入札価格調査の結果及び意見を記載した低入札価格調査結果報告書（様式2上段）を作成し、関係資料を添付して経営管理部長に報告する。

（落札の決定）

第11条 経営管理部長は、入札執行者から前条の報告を受けたときは、最低価格入札者を落札者として認めるか否かを決定するものとする。この場合、審議結果調書（様式2下段）を作成し、審議経過を書面にて明らかにするものとする。

2 前項の場合において、工事管理室の検査の対象となる工事等については、工事管理室長と審議を行うものとする。

（持回り審議）

第11条の2 前条の審議のうち、第9条第4項による場合は、書類の持回りの方法により行うことができる。

（落札結果の通知等）

第12条 前条の審議の結果をもって、最低価格入札者を落札者として決定した場合は、最低価格入札者に対して、その旨を記載した落札結果通知書（様式3-1）を交付するとともに、落札者以外の入札参加者に対しては最低価格入札者が落札者となった旨を記載した落札結果通知書（様式3-2）を交付する。この場合においては、当該工事等について第15条に規定する措置をとることを落札者に通知するものとする。

2 前条の審議の結果をもって、最低価格入札者を落札者としない場合は、入札執行者は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札した者（以下「次順位者」という。）を落札者と決定する。ただし、次順位者が調査基準価格を下回る入札者であった場合には、第8条以降と同様の手続を行う。

3 前項により次順位者を落札者として決定したときは、最低価格入札者に対しては落札者とし、次順位者に対しては落札者とならない旨を記載した落札結果通知書（様式3-3）を、次順位者に対しては落札者となった旨を記載した落札結果通知書（様式3-1）を、最低価格入札者及び次順位者以外の入札参加者に対しては次順位者が落札者となった旨を記載した落札結果通知書（様式3-2）を交付するものとする。

4 第2項ただし書に規定する手続の結果、調査基準価格を下回る入札をした次順位者を落札者として認めない場合には、第8条、第11条、前3項及び次項の規定は、「最低価格入札者」を「次順位者」と、「次順位者」を「次順位者の次の順位者」と読み替えて適用する。また、更に、「次順位者の次の順位者」を落札者として認めない場合は、順位を繰り下げる読み替えを繰り返して適用する。

5 札幌市病院局工事等電子入札実施要領（平成21年3月31日管理者決裁）に基づいて

電子入札を行う場合は、第 1 項及び第 3 項の規定における落札結果通知書（様式3-1）の交付及び落札結果通知書（様式3-2）の交付を省略することができる。

（契約締結専決権者への報告等）

第13条 入札執行者は、低入札価格調査の対象となった者（以下「調査対象者」という。）が失格判断基準を満たし、第11条の審議の結果、落札者として認められたときは、第10条及び第11条に規定する低入札価格調査の結果及び意見並びに審議経過を記載した様式 2 の書面を添付して契約締結専決権者に速やかに報告するものとする。

2 第11条の審議の結果をもって、調査対象者を落札者としなないときは、契約締結報告及び入札調書に、当該調査対象者がした入札を不落札と決定した旨を記載するものとする。

（施行規程の適用がない業務）

第14条 第 3 条第 3 号及び第 4 号に規定する委託業務（以下「施行規程の適用がない業務」という。）の契約の場合において、第 8 条、別表 1 及び別表 2 中「工事等を担当する課長」または「工事等担当課長」とあるのは「施行規程の適用がない業務の委託を行う課長」と読み替えるものとする。

第 3 節 監督及び検査

（監督及び検査体制の強化等）

第15条 調査対象者を落札者として契約を締結したときは、当該工事等について別表 2 に定める監督及び検査体制の強化等に係る措置をとるものとする。

2 前項の契約の締結に当たっては、別紙 1 に定める特約条項を契約書に追加するものとする。

第 3 章 補則

（委任）

第16条 この要領の実施に関し必要な事項は、経営管理部長が定める。

附 則

1 この要領は、平成20年 5 月 1 日から施行する。

2 この要領は、平成20年 5 月 1 日以後に被指名者選考委員会に付議する工事等及び札幌市病院局物品等又は特定役務の調達手続の特例に定める規程（平成18年病院局規程第33号）第 3 条に規定する告示を行う工事等から適用し、同日前に被指名者選考委員会に付議した工事等及び札幌市病院局物品等又は特定役務の調達手続の特例に定める規程第 3 条に規定する告示を行った工事等については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成21年4月17日から施行（以下「施行日」という。）する。
- 2 この要領は、施行日以後に告示を行う工事等から適用する。
- 3 第9条の2第1項第1号において「最低価格入札者（前条第2項の調査により失格となった場合を除く）が低入札価格調査を受けている間」とある当該低入札価格調査の対象工事等には、施行日より前に告示された工事等は含まないものとする。
- 4 第9条の2第1項第2号において「低入札価格調査後、落札者となった者が当該工事等の受渡し日までの間」とある当該工事等の対象には、施行日より前に告示された工事等は含まないものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成21年6月1日から施行する。
- 2 この要領は、平成21年6月1日以後に札幌市病院局一般競争入札参加資格審査委員会に付議する工事等から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成22年2月12日から施行する。
- 2 この要領は、平成22年2月17日以後に告示する工事等から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成22年3月25日から施行する。
- 2 この要領は、平成22年3月25日以後に告示する工事等から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成22年8月11日から施行する。
- 2 第14条第2項に掲げる別紙1で規定する各工事成績評定及び通知公表要領については、平成22年3月31日以前にしゅん功した工事にあつては、札幌市請負工事成績評定及び通知要領（平成14年9月11日助役決裁）、札幌市交通局請負工事成績評定及び通知要領（平成14年9月30日管理者決裁）、札幌市水道局請負工事成績評定及び通知要領（平成14年9月30日管理者決裁）と読み替える。

附 則

- 1 この要領は、平成23年4月1日以後に開札する工事等から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成23年9月9日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成24年1月24日から施行する。
- 2 改正前の第3条第3号に掲げる業務の契約であつて、役務の提供を受け始める日が平成24年3月31日以前であるものに係る調査基準価格の算定その他の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成24年4月2日以後に告示する工事等から適用する。ただし、第5条の規定は、平成24年5月10日以後に告示する工事等から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成25年2月14日以後に告示する工事等から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成28年2月17日以後に告示する工事等から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成29年4月1日以後に告示する工事等から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成29年4月1日以後に告示する工事等から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成29年12月1日以後に告示する工事等から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成31年4月1日以後に告示する工事等から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成31年4月17日以後に告示する工事等から適用する。

附 則

- 1 この要領は、令和4年4月1日以後に告示する工事等から適用する。

附 則

- 1 この要領は、令和6年1月17日以後に告示する工事等から適用する。

- 2 この要領は、この要領の施行の日前において行われた告示その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以後に締結されるものについては、適用しない。

附 則

- 1 この要領は、令和7年4月1日以後に告示する工事等から適用する。